

技術専門委員会 H18 年度目標

1 本書の位置付け

本書は技術専門委員会の H18 年度目標を定義し、全国地域情報化推進協議会(以下 協議会)における技術専門委員会の H18 年度作業内容明確化を目的とする。さらに、委員各位の目的、目標意識を統一し、委員会の円滑な運営を可能とすることを目的とする。

本書はこの H18 年度における技術専門委員会のプロジェクト憲章となる。

2 H18 年度作業目標、達成指標

2.1 作業目標

「地域情報プラットフォーム標準仕様 V1.0」を作成する。V1.0 が規定する内容は

- 単独地方公共団体内の各種業務システムが相互連携し、情報交換、共有や SOA に基づくワークフローを実現するに必要となる技術的標準の規定。
- 単独地方公共団体内の業務連携において、連携対象となる各種地方公共団体業務システムに対する業務的な標準の規定。特に、業務システム間の外部インターフェースの定義。

の実現を目標とする。

2.2 達成指標

目標達成の指標として

技術的な標準に関して

- サービス間の連携に必要なサービスの外部インターフェースを定義する技術を単独地方公共団体内での連携に必要な水準で標準化していること
- プラットフォームと業務システム間の通信技術を制御技術も含め、単独地方公共団体内での連携に必要な水準で標準化していること
- ビジネスプロセスフローの記述、制御技術を単独地方公共団体内でのワークフロー実現に必要な水準で標準化していること
- 関係者各位が地域情報プラットフォームの具体的な研究、開発、実証、製品化、導入を可能とする内容となっていること

業務的な標準に関して

- 単独自治体内の連携において、対象となるサービス(ユニット)を特定していること
- 単独自治体内の連携において、対象となるサービス(ユニット)が持つべき機能をインタフェース種別として規定していること
- インタフェースを通じて単独自治体内で連携されるデータをデータ標準として規定していること
- 単独自治体内での連携において、全体的なデータ整合性を確保すべき対象データや、その整合性確保の条件、方針を規定していること
- 関係者各位が業務システムの地域情報プラットフォーム対応に対して具体的な取り組みを行える内容となっていること

3 H18 年度スコープ定義

3.1 地域情報プラットフォーム標準仕様策定

単独地方公共団体内の各種業務システムが連携するために必要な技術的、業務的標準を整理し、「地域情報プラットフォーム標準仕様 V1.0」としてまとめる。

そのための具体的調査、検討作業として、

自治体におけるサービス連携に関する調査、検討

自治体をターゲットとして、単独の自治体内でのサービス連携を実現するに足りるレベルの標準化に関する調査、検討を行う。

ワンストップサービスの実現方法の検討

ワンストップサービスを中心とした業務フローによる、複数業務をまたがった処理の実現方法の検討を行う。

業務連携に関する技術的検討

業務間で流通するデータの標準定義に基づく、複数業務間のデータ交換・共有や統合データベースによるデータ管理を可能とするための技術的検討を行う。

ネットワーク環境に関する検討

自治体におけるネットワーク環境に関する課題を抽出し、これらについての具体的な解決策などについて検討を行う。

業務連携に関する業務面からの調査、検討

業務間のインタフェース、たとえば業務間で流通するデータの標準定義などを業務分析等から調査、検討し、複数業務システム間のデータ交換、データ共有や統合データベースなどによるデータ管理を可能とするための検討を行う。

また、ワンストップサービスや業務システムの容易な取替えを実現する際の課題や改善する必要がある事項についても業務分析等の作業を通して調査・検討を行う。

これらの結果を整理し、標準仕様としてまとめる。
技術的標準は、以下を標準化する。

- サービス基盤連携インタフェース

単独地方公共団体内の業務システムを連携させる際、連携対象となるシステムが実装するインタフェースを明確に定義する必要がある。

その定義、明示に必要となる技術を特定し、地域情報プラットフォームに準拠する上で満たす必要のある標準を規定する。具体的には WSDL などの既存技術を評価し、標準化する。

標準化の結果、単独の地方公共団体内で各システムが、業務情報を交換、共有したり、ワークフローとして協調し一連の作業を行ったりすることを可能とする。制御情報やセキュリティーなどの要件を整理し、単独地方公共団体内での連携に必要な十分な内容とする。

- プラットフォーム通信機能

地域情報プラットフォームを基盤として、各業務システムが通信を行うための技術を特定し、標準化する。具体的な通信手順(プロトコルなど)と、各種制御技術の標準化を行う。具体的には SOAP などの既存技術を評価し、標準化する

到達性の保障や暗号化などのセキュリティーレベルなどについては単独地方公共団体内の連携であることを考慮し、必要十分の技術内容を定義する。

- BPM 機能

上記の連携インタフェースと通信機能を応用し、具体的なワークフローを構築するための技術を特定し、標準化する。

ビジネスフローを記述するための技術と、実際にそれを実行、制御するための技術の標準化を行う。具体的には BPEL などの既存技術を評価し、標準化する

単独地方公共団体内での実際のビジネスフローを評価し、必要な機能要件、技術要件を整理、標準化する。ビジネスフローの定義、管理、制御機能レベルをこれらの要件に必要な十分なものとする。

- 共通機能

業務システム間の連携やワンストップサービス、上記の BPM などの実現において、必要となる共通機能を定義し、標準化する。

上記の連携インタフェースや通信機能は個別業務システムへの実装が中心となるが、統合的な制御、管理を行うには共通機能として一元化するべきものがある。例えば認証や運用管理、サービスディレトリなど、これら共通化すべき機能を単独地方公共団体内での連携に必要なことを条件に整理、抽出する。さらに、機能要件として標準化する。

- システム運用

BPM を中心に複数の業務システムが連携して処理を行うにあたり、統合的な運用方式が必

要になる。単独地方公共団体内での対応範囲において、システム監視や障害対応、システム追加などの運用対応について整理し、標準化する。

業務的標準は、以下を検討、標準化する。

- 業務アプリケーションサービスの統一

連携対象の業務をユニット(連携単位としてのシステム範囲)として明確に定義する必要がある。定義範囲は、ユニットと、ユニットを構成する機能とし、当該機能を BPM のプロセス構成要素として利用可能にする内容とする。ユニット間の情報交換、情報共有などを可能とするため、各ユニットが所管するデータを明確化する。また、機能分担、役割定義を可能とするため、ユニットが担う機能内容を明確化する。

これら、ユニットの連携、協調に必要となる外部仕様を範疇とする。外部に影響しないユニット内部の具体的な構造や構成、機能内容は含めない。

分析対象業務は表1のものとする。ただし、業務分析の結果による対象業務の変更も考慮する。

- 業務アプリケーション間の連携データ項目

上記で分析、定義したユニットが連携、交換、共有するデータについて整理、標準化する。分析は具体的な連携内容(業務処理)を想定して、機能内容を評価、具体的な連携項目を抽出する。

分析結果は XML タグなどの形で規定し、明確な情報交換を可能とする。

- 業務アプリケーションが使用するデータ項目

上記の連携データに加え、各ユニットが所管する業務データを整理し、標準化する。

業務が連携、協調するためには全体的なデータ整合性の確保が不可欠となる。例えば、複数の業務が同じデータを個別管理し、矛盾した更新を行った場合、どちらの業務からデータを取得するかによって、ワークフロー全体の結果が変化するなどの問題が生じる。

各業務が所管するデータを整理し、統合すべきものを明確化する。さらに、その統合方針、方向性を要件として標準化する。

表 1 対象業務範囲

項番	対象業務	備 考
1	住民基本台帳	
2	印鑑登録	
3	外国人登録	
4	選挙人管理名簿	
5	固定資産税	
6	個人住民税	
7	法人住民税	
8	軽自動車税	
9	収滞納管理	
10	国民健康保険	
11	国民年金	
12	障害者福祉	
13	高齢者福祉	
14	介護保険	
15	児童手当	
16	生活保護	
17	乳幼児医療	
18	母子医療	
19	健康管理	
20	就 学	
21	戸 籍	
22	財務会計	
23	庶務事務	
24	人事給与	
25	文書管理	

3.2 調査、検討

地域情報プラットフォーム標準仕様の検討と並行して、同標準仕様の適用促進、普及促進の観点から、以下の調査、検討を行う。

相互運用性確保についての検討

プラットフォームを通じて連携する各種システムが相互に運用性を確保するための必須技術について検討を行う。

自治体環境の現状把握

ネットワーク環境や外部システムとの連携状況など、地域情報プラットフォームの導入に関連する自治体環境の現状を調査、把握する。

デモシステム検討

地域情報プラットフォームの内容、効果への理解を促進するため、デモンストレーションを実施するためのシステムを企画、検討する。

ガイドライン内容の検討

H19年度成果物として想定している各種ガイドラインの内容について先行検討する。

法制度、体制等の課題検討

地域情報プラットフォームの導入や、それによる業務間連携、総合窓口、ワンストップサービスなどの実現に際して課題となりうる制度上の問題や、組織、体制上の問題などについて検討する。

これら調査、検討は専門的事項であるためワーキンググループを活用し検討するものとする。上記 から は技術標準化ワーキンググループが担当する。上記 は業務標準化ワーキンググループが担当する。

結果について各ワーキンググループは、次章で規定する「地域情報プラットフォーム標準仕様書」の成果物報告とあわせて、適宜、委員会へ状況報告するものとする。

4 成果物概要

H18 年度成果物は大きく以下の 4 つとなる。

- 地域情報プラットフォーム基本説明書 V2.0
- 地域情報プラットフォーム標準仕様書 V1.0
- 地域情報プラットフォーム標準仕様書運用規則 V2.0

地域情報プラットフォーム基本説明書は地域情報プラットフォーム標準仕様書 V1.0 の内容にあわせて適宜改版するものとする。地域情報プラットフォーム標準仕様書運用規則は仕様の検討状況や運用体制の変化など改定の必要が生じた場合は適宜改定する。

地域情報プラットフォーム標準仕様書 V1.0 は、更に具体的内容に応じて以下の成果物に分類される。

- サービス協調技術標準仕様
技術的標準の規定を目的とする。目次案は以下の通り。

【アーキテクチャ標準仕様】

- ・策定の背景
- ・目的
- ・対象(適用範囲)
- ・策定方針とユースケース
- ・プラットフォームの概略
 - Web サービス関連標準
 - ビジネスプロセス管理機能
 - 統合データベース機能
- ・仕様書の見方
- ・用語集

【プラットフォーム通信標準仕様】

- ・プラットフォーム通信標準仕様とは
- ・プラットフォーム標準通信仕様
- ・通信プロトコルの階層
- ・HTTP通信と通信セキュリティ
- ・SOAP通信と通信モデル
- ・高信頼性SOAP通信
- ・統合DBと連携したサイト間のデータ交換通信
- ・ユースケース別の通信機能の選択基準
- ・通信サイト間で設定すべき項目と設定方法

- ・プラットフォーム標準通信のXML定義仕様
 - ・XML定義の策定方針
 - ・Webサービス I/FのXML定義仕様
 - ・メッセージのXML定義仕様
 - ・ビジネスプロセスのXML定義仕様

- 自治体業務アプリケーション標準仕様

業務的標準の規定を目的とする。対象業務は上記表1の範囲。分析結果としては下記のもの想定する。

- ・業務ユニット一覧
 - 自治体内連携の分析、定義対象とするユニットのリスト
- ・業務ユニットインタフェース仕様(ユニット単位、機能単位)
 - 各ユニットが外部に公開するインタフェース仕様(データ一覧)
 - ユニットとしての全体像と、機能ごとの I/O について定義
- ・業務ユニット間関連図
 - ユニットのインタフェース同士の相関関係、DFD
- ・ライフイベント・ユニット間関連一覧
 - ワークフローの基点となるライフイベントと各ユニットとの関連
- ・業務ユニット間プロセスフロー
 - ライフイベントに対応した業務ユニットをまたがる業務フロー。WFA
- ・統合対象データ一覧
 - 全体的に統合化、整理される必要のあるデータリスト
- ・統合化要件
 - 統合化の方式、要件定義

上記成果目標中で、「地域情報プラットフォーム基本説明書」および「地域情報プラットフォーム標準仕様書 V1.0」に関しては、専門的事項であるためワーキンググループを活用し検討するものとする。ワーキンググループは2007年2月上旬までにドラフトを作成することとし、9月頃を目途として検討状況を中間報告として技術専門員会へ報告することとする。

さらに、「地域情報プラットフォーム基本説明書」および「地域情報プラットフォーム標準仕様書 V1.0」については高度に専門性を有する事項であるため、アドバイザ会議を設置し、意見を求めるものとする。

ワーキンググループが作成したドラフトは、技術専門委員会委員へ事前配布、レビューを受けた上で、3月に開催を予定している技術専門委員会に付議する。その後、幹事会の承認を得た上で、一般に公開する。

5 ワーキンググループ作業内容

技術標準化ワーキンググループ、業務標準化ワーキンググループは上記成果物に対して、以下の役割分担とする。

1. 地域情報プラットフォーム基本説明書

両ワーキンググループは地域情報プラットフォーム基本説明書改版を担当する。全体取りまとめは副委員長の指示の下、技術標準化ワーキンググループが担当する。

執筆は以下の分担とする。

	技術標準	業務標準
1. はじめに		
2. 地域情報プラットフォームとは		
3. 地域情報プラットフォームを利活用した社会イメージと適用シーン		
(1) 自治体におけるレガシー移行の基本的な考え方		
(2) 地域情報化の社会イメージと運用シーン		
4. 地域情報プラットフォームプロジェクトにて検討すべき標準と指針		
(1) 標準・指針体系		
(2) サービス協調技術標準概要		
(3) 業務モデル標準概要		
5. 検討スケジュールと体制		
< 別添資料 >		
1. 国内・国際標準化動向		
(1) サービス協調技術標準化動向		
(2) 業務モデル標準化動向		
2. 用語集		
3. WG構成員名簿		

:取りまとめ

上記、検討結果については専門的見地からの助言を受けることが必要と考えられる。よって、両ワーキンググループは各分担について報告案を作成、副委員長の指示の下、技術標準化ワーキンググループが取りまとめ、事務局を通じてアドバイザ会議にかけるものとする。

さらに、その結果を附し、委員会設置運営要綱第 10 条に従い、報告案として委員会の事前審査に供さなければならない。事前審査期間は最低2週間とする。

上記の手順を経て、平成19年3月に開催される技術専門委員会における、「地域情報プラットフォーム基本説明書」報告案審議を可能とすること。

2. 地域情報化プラットフォーム標準仕様 V1.0

地域情報プラットフォーム標準仕様について、技術仕様部分である「サービス協調技術標準仕様」に関して、技術標準化ワーキンググループが作成する。成果物は、委員会設置運営要綱第 10 条に従い、委員会の事前審査に供さなければならない。事前審査期間は最低 2 週間とする。

また、業務仕様部分である「業務モデル標準仕様」に関して、業務標準化ワーキンググループが作成する。成果物は、委員会設置運営要綱第 10 条に従い、委員会の事前審査に供さなければならない。事前審査期間は最低 2 週間とする。

上記の手順を経て、平成 19 年 3 月に開催される技術専門委員会における、「地域情報化プラットフォーム標準仕様 V1.0」案審議を可能とすること。

6 前提、制約条件

技術専門委員会中期目標に準じる。

以上